

シラバス管理

管理モード	学生プレビュー(日本語)	学生プレビュー(英語)						
授業科目名	年度	学期	開講曜日・時限	学部・研究科など	担当教員	配当年次	単位数	科目ナンバー
【通教 通信授業】民事訴訟法	2026	その他	—		猪股 孝史	3年次配当	4	JD-CI3-103L

授業形式

通信授業 (レポート学習)

履修条件・関連科目等

履修条件: 通信教育課程の学生対象

授業で使用する言語

日本語

授業で使用する言語 (その他の言語名)

授業の概要

民事訴訟とは、紛争を解決するもの、あるいは、権利を実現するためのもので、裁判所の法廷で行われる、ということは理解されているでしょう。しかし、訴えを提起するにはどうすればよいのか、訴状には何を書けばよいのか、法廷で何を主張すればよいのか、証拠調べはどのように進められるのか、どのような原則に基づき判決は下されるのかなど、民事訴訟のルール・手続についてまで理解されている方は多くないのではないかと思います。

訴えの提起から判決の確定に至るまでの手続・ルールを定めた法律、それが民事訴訟法です。

民事訴訟法の授業では、まずは基本編として、原告・被告が一人ずつのケースで、かつ、第一審の手続を念頭に置きながら、裁判所、当事者、訴訟物、処分権主義、弁論主義、自由心証主義、証明責任、証拠調べ、既判力など、民事訴訟法における重要な概念や原理・原則、手続のあり方、そして、学説の対立や判例の状況について学びます。

ひと通り第一審の手続を理解できた後は、その応用編として、請求が複数となる訴訟、当事者が複数となる共同訴訟、係属中の訴訟に第三者が加わる訴訟参加、そして、裁判に対する不服申立てを学び、最後に、通常の訴訟手続以外の略式の手続について学びます。

科目目的

この授業は、民法等が定める私人の権利または法律関係をめぐる紛争を強制的かつ法的に解決する手続のルール、すなわち、民事訴訟における原理・原則、手続のあり方を学ぶことを目的とします。

到達目標

第1に、民事訴訟における重要な原理・原則、手続のあり方を正確に理解し、その意義や趣旨・内容について正確に説明できるようになること、第2に、それらの原理・原則、手続のあり方に関して、どのような法律問題が存在しているのかを的確に把握し、先行する学説や判例の状況を正確に理解すること、そして第3に、その問題について批判的に検討を加えたくうえで自らの見解をもち、それを表現できるようになることです。

授業計画と内容

授業計画 (学習計画) としては、教科書にそってその順に学んでいくのが基本です。ただし、最初の「第1章 総論」は初学者にとってはわかりにくいところがないでもないもので、一通り学んでから最後に戻って学んだほうが理解しやすいかもしれません。

第1章 総論

・民事訴訟の意義および目的、民事訴訟以外の紛争解決方法について学びます。

第2章 訴訟の主体

・民事訴訟の主体である裁判所と当事者について学びます。

第3章 訴訟の開始

・訴えの類型、訴え提起の方法・効果、そして訴訟要件について学びます。

第4章 本案判決の対象

・本案判決の対象となる訴訟物と処分権主義について学びます。

第5章 審理における裁判所と当事者の役割

・審理における裁判所と当事者の役割分担について学びます。

第6章 審理の過程

・訴訟行為の意義と種類、口頭弁論について学びます。

第7章 証明

・事実認定に関わるルールとして証明について学びます。

第8章 判決およびその効力

・判決とその効力について学びます。

第9章 判決によらない訴訟の終了

・判決によらない訴訟の終了について学びます。

第10章 複数請求訴訟

・請求が複数となる場合について学びます。

第11章 多数当事者訴訟

- ・当事者が多数になる場合について学びます。
- 第12章 上訴および再審
- ・不服申立てである上訴と再審について学びます。
- 第13章 略式訴訟手続
- ・通常の民事訴訟手続とは異なる略式の手続について学びます。

授業時間外の学修の内容

その他

授業時間外の学修の内容（その他の内容等）

民事訴訟法を学ぶにあたっては、2つの側面が重要です。すなわち、一方で、実現の対象である実体法（実体権）を把握すること、他方で、民事訴訟法以外の他の手続法を把握することです。具体的には、総則、物権法、債権法（契約法・不法行為法）、家族法などの民法関連科目と、民事執行・保全法、倒産法の民事手続法科目の履修がとくに重要です。

また、民事訴訟のイメージを具体的にもつという意味で、民事事件の裁判傍聴をして裁判官や訴訟代理人を観察するなどして、生の事件に触れてみるのもよいと思います。

授業時間外の学修に必要な時間数/週

成績評価の方法・基準

種別	割合 (%)	評価基準
その他	100	試験（科目試験またはスクーリング試験）により最終評価します。

成績評価の方法・基準（備考）

課題や試験のフィードバック方法

その他

課題や試験のフィードバック方法（その他の内容等）

【通信教育課程はなし】

アクティブ・ラーニングの実施内容

実施しない

アクティブ・ラーニングの実施内容（その他の内容等）

【通信教育課程はなし】

授業におけるICTの活用方法

実施しない

授業におけるICTの活用方法（その他の内容等）

【通信教育課程はなし】

実務経験のある教員による授業

いいえ

【実務経験有の場合】実務経験の内容

【実務経験有の場合】実務経験に関連する授業内容

テキスト・参考文献等

通信教育課程 在学生サイト 教科書一覧を参照
<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/tsukyo-current/jugyo/textbook?authuser=0>

参考文献として、さしあたり、以下を推薦します。

高橋宏志『民事訴訟法概論』(2016年)有斐閣
伊藤眞『民事訴訟法』[第8版](2023年)有斐閣
上原敏夫ほか『民事訴訟法』[第8版](2025年)有斐閣
三木浩一ほか『民事訴訟法』[第5版](2026年・予定)有斐閣
高田裕成ほか『民事訴訟法判例百選』[第6版](2023年)有斐閣

*なお、令和8年（2026年）度には、民事訴訟IT化のための改正法の全面施行が予定されており、今後、それに合わせて参考書なども改訂されることがあるので、これからの購入を検討されている場合は、注意してください。なお、上記のうち、伊藤、上原ほか、三木ほかは、改正法に対応済み（予定）とのことです。

オフィスアワー

【通信教育課程はなし】

その他特記事項

【通信教育課程はなし】

参考URL

コメント1

【通信教育課程はなし】

コメント2

【通信教育課程はなし】

コメント3

【通信教育課程はなし】

コメント4

【通信教育課程はなし】